

■ 第5回新潟市人権教育・啓発推進委員会議事録

日時：令和元年10月2日（水）午前10時～

場所：新潟市役所 分館6階 1-601会議室

（司 会）

ただいまから新潟市人権教育・啓発推進委員会第5回委員会を開催させていただきます。

私、事務局を務めております広聴相談課の松本でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては大変お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日は、委員9名のうち8名の方がご出席でございますが、齊藤委員がほかの行事と重なりご欠席とご連絡いただいております。

それでは、開会にあたりまして、新潟市市民生活部広報相談課長補佐の島貫よりごあいさつを申し上げます。

（広報相談課長補佐）

皆さん、おはようございます。広報相談課課長補佐の島貫でございます。本日は、お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本来でしたら、課長の渡辺がごあいさつを申し上げるところでございますけれども、現在、議会対応で出席しております。終わり次第こちらに参りますので少し遅れますが、大変申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

課長に代わりましてごあいさつを申し上げます。7月に開催いたしました第4回委員会におきましては多くのご意見をいただき、委員会終了後におきましても追加のご意見をいただくなど大変ありがとうございました。本日はこれらのご意見を参考に、作成した事務局修正案について説明をさせていただきます。この事務局修正案は本日委員の皆様からいただくご意見や、また12月から1月にかけて市民意見提出、パブリックコメントにより広く市民からのご意見をいただきまして、さらなる修正を加えたうえで3月に予定している第6回委員会に諮って改訂作業を完了させていただきたいと考えております。

本日も限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜りまして今後に活かしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（司 会）

議事に先立ちまして、本日の委員会の会議の公開につきましてご説明いたします。当委員会開催要綱第7条に基づきまして、委員会の会議は公開することとされておりまして、また、当委員会の傍聴に関する要領に基づきまして、会議の傍聴を希望する場合は傍聴できることにな

っております。本日は、傍聴希望者がございませんでしたので、ご報告を申し上げます。

関連しまして、会議におけるご発言を新潟市ホームページに掲載させていただきます。議事録の作成のため、録音させていただくことをご了承くださいますようお願いいたします。

次に、本日の資料です。まずお手元の資料から確認させていただきます。1点目、議事次第、2点目は表紙に配席図と書いてあるもので、裏面は委員名簿となっております。3点目、右上に追加資料と表示しております計画の位置づけと体系でございます。事前送付させていただきました資料でございますが、4点目、資料1という表示の計画事務局修正案。それから5点目、計画事務局案に対する意見等一覧の以上5点を使用させていただきます。不備がございましたら事務局にお知らせいただきたいと思います。また、現行の本計画の冊子もお手元にご用意くださいますようお願いいたします。

本日の委員会は正午までを予定しております。

それでは、以降の議事進行は委員長にお願いしたいと存じます。田巻委員長、よろしくお願いいたします。

(田巻委員長)

議事に入りましたが、1点修正です。今さらで申し訳ないのですが、委員名簿のところですが、私の所属が新潟大学人文科学系とありますが、人文社会科学系で「社会」が抜けていますので、すみません。今さらで申し訳ありません。訂正していただければと思います。

(事務局)

失礼いたしました。

(田巻委員長)

では、議事に入ります。本日の議事は今ほどご紹介いただいたところでもありまして、新潟市人権教育・啓発推進計画事務局修正案について、ご意見をいただきたく思います。最初に、事務局から事務局修正案についてご説明いただいた後、委員の皆様による意見交換を行いたいと思います。

では、事務局より、ご説明をお願いいたします。

(事務局)

私は広報相談課市民相談室の南場と申します。私から資料1、資料2について説明します。主に、資料1を使って説明したいと思います。

資料1、あらかじめお送りしたところですが、今回は表紙から最後の裏表紙まで、ほぼ完成に近い形で作成しました。完成版のイメージにかなり近いということで、ご覧いただきたいと思います。表紙のところに青い文字でこの見方といいますか、こういう内容で作成したということで表記があります。ご確認ください。

この案は、第4回委員会の資料3の事務局案に対する各委員からのご意見を受けまして、我々事務局や庁内担当課が修正したものです。第4回以降に修正した箇所を朱書きとしてあります。あと、本文以外、巻頭、巻末のデータ、途中のグラフも実際に近い形にしてあります。これについて、本日はご意見をいただきたいと思っております。あと、今回の修正ですけれども、委員からのご意見に加えて、我々事務局、担当課で修正の過程で気づいた箇所についても細かい点を修正してありますので、そこについても朱書きになっております。

2枚はぐっていただきますと目次のページになります。目次については、ページ数のところはまだ今後内容の変更によって動く可能性がありますので、正確な数字が打たれておりませんので、そのようにご覧いただきたいと思えます。目次の最後に「障がい」という表記について解説を加えました。計画の中で「がい」という字は平仮名で表記するという趣旨について説明を入れてあります。

1枚はぐっていただきますと、第1章が始まります。1ページ目に第4回委員会でご意見が複数ありました多様性、ダイバーシティ、それからインクルージョンの考え方を追加してあります。この考え方は13ページ、14ページにも追加してあります。ダイバーシティということが多様性を認めまして、あとインクルージョン、包括、受容性の意識を醸成して人権が尊重され、差別を生まない社会につなげるという考え方でございます。

それから、2ページの作成中となっているところをご覧いただきたいと思えます。本日の追加資料ということで、概念図を机の上に配付させてもらっています。当初は、ここの作成中の内容で想定していましたけれども、今日お配りしたものに変更したいと考えています。本来、この2ページは1ページと見開きになって、1ページの計画の位置づけと対比しながら見ていただくつもりで2ページに概念図を置いたのですが、今回お配りした内容を見ますと、真ん中に人権文化、下にこの計画の体系のようなものになっておりますので、この2ページに出てくるのはあまりにも早いのかなと思えます。巻末に持っていきたいと考えています。ですから、2ページはなくなって、今日、追加でお配りしたものが巻末につくという形を想定しております。

それから、3ページ目に人権文化が出てきます。資料2をご覧いただければと思えます。資料2の3ページになりますが、項目13から15をご覧いただきたいと思えます。前回の委員会の中で人権文化に関するご意見を多数いただきました。人権文化を残すのかどうかということ事務局で検討した結果、事務局の対応として、人権文化のワードについては人権教育のための国連10年という国内行動計画、これは内閣府が計画を策定したものですけれども、そこから持ってきたものですし、一部自治体では、人権文化課とか人権文化センターのように部署や施設名に使用しており、また、他都市では人権文化をキーワードにした計画ないしは条例を制定

しているところもあります。そういうことで、本計画では策定当初から計画のキーワードとして使用しておりますし、国の計画からの引用でもあり、他の自治体での使用実績があるということで、引き続き人権文化を残していきたいということで、そのままにさせていただきました。

資料1の計画に戻りまして3ページになります。項目3と4は入れ替えてあります。計画の目的が先にきて、その後で計画の期間および改訂に関する考えを入れるということになります。

続きまして、第2章、4ページをご覧くださいと思います。4ページに取組みという言葉が朱書きでいくつか見受けられるかと思いますが、この計画の全般的に取組みという表現は多数出てきております。この取組みに送り仮名をつけるかどうか、そこら辺を検討しましたが、文部科学省の送り仮名の付け方に関する告示というものがございまして、名詞的な使用については4ページにありますように送り仮名のない「取組」。それから、動詞的な使い方の場合は送り仮名の「り」と「み」がつく、取り組みますとかそういう動詞的な使い方の場合は送り仮名をつけるというようなことで、全般的にやっていきたいと考えております。

少し飛びますが、第3章、13ページをご覧くださいと思います。第3章の2番、基本的な視点の中に、前回の事務局案の中には「人権侵害をする人、される人」という表現がありましたし、「人権侵害をされた人」という表現もありましたが、それは削除しました。また、多文化共生や受容性につながるよう、お互いを尊重し認め合い生かし合うという表現を入れて、次の四角の中につながるような文章にしてあります。

それから、四角の中をご覧くださいと思います。リーガルリテラシーの市民理解が非常に難しいというご意見をいただいております。そこで、弥縫策的ではあるのですが、日本語表現を先に出すことで、ご覧いただく方からよりご理解いただき易いのではないかとということで、順序を変えてあります。

それから、リーガルリテラシーに関係して14ページをご覧くださいと思います。(2)ということで、カタカナと日本語を入れ替えてあります。あと、文章中にも2か所、「法を理解し使いこなす力」という言葉が出てくるのですが、ここも我々の案にはリーガルリテラシーという言葉を入れていませんでしたけれども、(2)の標題と同じようにリーガルリテラシーと併記し、それぞれ後につけたいと思います。これは同じページの(4)にダイバーシティ、インクルージョンということで入れてありますが、その下にも括弧書きでカタカナの表現を追加するのと合わせる形になります。

13ページの四角の中にもう一度お戻りいただきたいと思いますが、今まで四つの視点で見えていましたけれども、一つ新たに追加したのが多様性、ダイバーシティと包括、受容性、インクルージョンの意識を醸成するという項目です。

続きまして、第4章になります。18ページをご覧くださいと思います。18ページの下

ほう、(6) 企業における人権教育啓発の支援の下に朱書きになってありますが、ここを追加しました。パワハラ、いじめの表現を追加しました。さらに、ここに入れることで、いじめにつきましては子どもの世界だけではないということも示されているのではないかと思います。

19 ページをご覧くださいと思います。(7) インターネットによる人権侵害を防ぐための啓発の推進という項目になります。現行計画もそうですけれども、前回の案まではあとの章の分野別のところにインターネットによる人権侵害ということで入れてありました。これは一つの分野というよりも、手段の一つだという考えから総論的な第4章に持ってきました。この項目ですけれども、ここに記載していないのですが、(7) インターネットによるというところの横ですけれども、防ぐための教育・啓発の推進、教育という言葉が抜けていたということで、ここには教育の言葉も追加したいと思います。教育・啓発と変更したいと思います。

20 ページですけれども、(1) と (2) の順番を入れ替えました。まずは、相談体制ありきでそのあとに周知につながるという意味合いから、順番は逆がいいと判断して入れ替えました。同じページ(4) 救済制度の充実については、すべて変更してあります。実際に稼働している市の救済制度がありますので、それを紹介するような内容としました。

続きまして、第5章に入ります。21、22 ページをご覧くださいと思います。1、女性の人権の項目になります。DV被害は女性だけが対象という印象にならないようにというご意見をいただきましたので、21 ページの下から9行目、朱書きになっていますが、配偶者暴力相談センターの前に、「夫、妻、パートナーからの暴力から被害者を守る」という表現を付け加えまして、女性だけでないということを示すように工夫しました。

次に、23 ページ、24 ページの2、子どもの人権の項目について説明いたします。課題のところをご覧くださいと思います。23 ページです。この項目に虐待、貧困などの困難な事情を抱える家庭環境、あと安心安全の視点の内容を追加しました。朱書きで入っております。

次に、26 ページ、27 ページの3、高齢者の人権の項目をご覧くださいと思います。認知症に関する内容が従来ありませんでしたので追加しまして、最後、27 ページのちょうど真ん中辺りに朱書きで認知症施策ということで、情報を追加してあります。

それから 28 ページ、29 ページをご覧くださいと思います。4、障がい者の人権の項目になります。まず、28 ページの上部になりますが、障害者基本法の改正趣旨を記載したらどうかというご意見をいただきましたので、障害者基本法の前段に朱書きでその説明を加えてあります。さらに、旧優生保護法による被害の状況ですが、ちょうど28 ページの真ん中よりも少し下ですが、被害の状況を追加してあります。

それから 30、31、32 ページの5番、同和問題の項目になります。全般的に理解してもらいやすい表現に努めました。それから同和問題の最初、現状の書き出しのところで、「長い間経済的、

社会的、文化的に低い状態におかれ」ということが事実と違うのではないかということで、前回、ご意見をいただいております。実際に明治維新前までは警察などの公的職業、城下町であれば武器製造などの職に就いて収入を得られていたということなのですから、その後の明治維新の解放令で社会の仕組みが変わったことによって、社会から取り残されてしまったと考えられます。あと、国の同和対策の取組みの際に出された同和対策審議会の方針の中にも、この計画と同じく「低位の状態におかれ」という表現がありますので、認識としては間違いではないと考えておりますので、これはそのままとしてあります。

38 ページ、39 ページをご覧くださいと思います。新潟水俣病被害者の項目の内、38 ページに、差別の実態について実際にどんなことがあったのか記載したらどうかというご意見を受けまして、38 ページの上部に朱書きになっておりますが、具体的にこのような被害が出ていたということに記載してあります。

続きまして、39 ページ、40 ページの北朝鮮当局による拉致被害者の項目につきましては、こちらは市の重点事業の一つとして実施しているもので、計画に掲載することにしてあります。

41 ページ、性的マイノリティの項目につきまして、施策の方向性のところ、性の多様性に関する正しい認識を広げるということを市の方向性として書いております。

続きまして、第6章、45 ページをご覧くださいと思います。45 ページ、2の項目のちょうど真ん中辺りですけれども、関係機関との連携、協働が想定されるということで関係機関を列挙していますが、すみません、ここに追加していないのですけれども、もう一つ機関について追加したいと思います。新潟市同和教育研究協議会というものです。新潟市同和教育研究協議会という言葉もここに追加しまして、それと協働してということに記載したうえで、「効率的かつ有効な啓発活動」となっていますが、「効率的かつ有効な教育・啓発活動」ということで教育という言葉も必要ではないかということで、ちょうど同和教育研究協議会は教育委員会と校長先生の代表、それから市で構成した団体でもありますので、教育という言葉を追加させてもらいたいと思います。

続きまして、46 ページから 49 ページです。4 ページにわたって用語の解説をつけました。主に外来語を中心としまして、現在の計画では 22 の単語、用語を解説しておりますが、今回は 30 の言葉を解説ということで付け加えさせてもらっています。

50 ページをご覧くださいと思います。計画改訂までの経過というページを設けました。続いて、51 ページになります。上が本委員会の名簿、下は今後実施予定のパブリックコメントについて紹介するページとしました。田巻先生、名簿のところ間違っております、大変失礼しました。こちらも修正したいと思います。

走り走りで、ほかにも変更点が多数あったのですけれども、大きなポイントになると思われ

ることを説明させていただきました。

(田巻委員長)

ただいまのご説明を受けまして、事務局修正案に対するご意見をいただいていたと思います。時間に限りがありますので、要領よく簡潔にお願いできれば幸いです。前は章に分けて順番にお聞きしてきましたけれども、今回は章には分けて、時間も限られていますので、ここがというようにどんどん言っていた方がいいと思っております。早速、お気づきの点等ございましたら。

(伊原委員)

伊原でございます。

追加資料としてお配りいただいています人権教育・啓発推進計画の位置づけと体系を巻末に入れるということですが、こちらも従来どおり2ページあるいは、せめて第1章の終わりとかそういったところでいいのではないかと思います。計画の全体が見えて、目次的な使い方もできるのではないかと思いますので、後ろというよりはむしろ前なのかなと。

(田巻委員長)

私も1章の前なのかなと思っていたのですが、目次のあとくらいでいいのかなと。

(伊原委員)

そうですね、それでもいいと思います。後ろではないと思いました。

(田巻委員長)

この点について、皆さんいかがでしょうか。私からつい答えてしまいましたけれども、結局、この計画が全体的にどうなのかということが一目瞭然で分かるものを最初に持ってくると、中を読まなくてもいいのかなという感じで、むしろ、そこを分かったうえで、目次は結局だらだらと書いてありますので、その図があると長文を防ぐことになると思います。いかがでしょうか。賛同いただけるようでしたらそのように。今、どこに入れたほうが、現行だと2ページなのですが、それよりも前に持っていか1章の終わりのところか。

(伊原委員)

私は、第1章に計画の位置づけという項目があるくらいなので第1章の終わりがいいのかなと思ったのですが、目次のところでもいいと思いますし、ここは皆さんの意見を伺いたしたいと思います。

(田巻委員長)

何か、ご意見いかがでしょうか。計画の目的や計画期間及び改訂ですよね。その後に置いたらということですね。

(伊原委員)

そうです。

(田巻委員長)

そうすると、気になるのは冊子になったときに、どういう見開きがいちばん見やすいのかという感じで、そうしますとこれは多分目次で裏表ですね。「はじめに」の裏に、「はじめに」はとても意味があって、これまでだと「はじめに」の前に目次が。

(事務局)

そうですね。「はじめに」と目次、今回入れ換えてあります。現行の計画、今日お持ちでない方がいらっしゃったらお配りします。

(田巻委員長)

これがもし、「はじめに」が先にあると、そして目次が次に、「はじめに」の裏は使わないで目次を改ページでということであれば目次が裏表になって、第1章が始まるのが右ページということになるのでしょうか。そのあたり事務局いかがでしょう。

(事務局)

現状の計画の中では、巻末にこういう概念図を入れましたので、その考えでいたものですから、今回の概念図も下の部分に全般的なことが書いてあるので、それを説明しないうちに図があるとどうかなと思ったので、最後というふうに申しあげましたけれども、言われるように、置く場所は目次的なもの、あと全体を俯瞰できるようなものということで、前の方に持つてくる考え方もありなのかなと感じております。

(田巻委員長)

お聞きしたかったのは、ページ見開きでどういうふうなレイアウトになるかなということ、まず、「はじめに」がここにきますよね。この後ろに目次が始まるのではなく、ここから始まるのかどうか。

(事務局)

今のお配りした資料1のような形を今考えています。

(田巻委員長)

そうすると、目次の2枚目がこちらのページになるわけですね。

(事務局)

目次の2枚目が右側。

(田巻委員長)

その後ろに1章が始まってということですね。そうしますと、ちょうど今2ページにこの図があるのが、結局3ページにいくという感じですか。

(事務局)



今の考えでいくとそうなるのかなと。

(田巻委員長)

それでいかがでしょうかという。この案でいくということで、2ページ、3ページを入れ替えると。2ページは、今回いただいた追加資料になるということによろしいですか。

ではほかにいかがでしょうか。

(太田委員)

私、そちらの方に質問も出さないであれしたのですけれど、この計画期間は5年間ですね、5年間これが続くとして、十分時代の変化に対応できるということを目指しているわけですね。だから1点、皆さんにお聞きしたいのですけれども、唐突なことで申し訳ないのですけれども、どこに入れるかは別にして、第1点として、人権啓発課なり、組織的な問題を整理しないとまずいのではないかと、広聴相談課で熱心にやられているのは分かりますけれども、やはり専門の部署をきちんと作っていくということを、一つ皆さんで論議をしていただきたいということ。

二つ目は、具体的な問題として事務局にも電話差し上げたのですけれども、インターネット対策ですね、私たちの方は全国的にモニタリングの問題を含めて、アンケートの中でもインターネットによる差別が非常に多いということなので、個別にその問題をやっていただきたい。新潟県下でもモニタリングを始めている自治体が既にあります。私たち解放同盟の個別的な問題になりますけれども、大きくはその2点です。

あと、問題として、私たち解放同盟の項についても、ある者が、現在県下をうろつき回っています。それで、部落解放の運動を潰すための動画を作成して、全国にご承知のように散らばっています。国に対して県と一緒に削除要請をしています。これはインターネットに載せる前に、私らに対する差別が非常に過酷になっているというところで、いわゆる同和問題について、身元調査の関係もあるわけで、それについてはきちんと入れていただきたいということなのです。

いちばんの問題は、この審議会として皆さんに考えてほしいのは、何で私がこういうことを言うのかといいますと、ほかの県では、あるいは市町村では、条例を作りまして、例えば部落解放推進法に関連する条例を作りまして、例えば障害者差別解消法、それから部落、それから外国人に対する問題、これについてはご承知のように罰則規定がないわけです。差別しても、結局野放しということですが、各自治体ではその辺を心配して、罰則に近い、差別した人を呼び出してきちんと注意をする、あるいは勧告をするというように、全国は進んでいます。

ですから私が非常に焦るのは、先ほども言った問題に帰りますと、新潟市があればほど優れた共生まちづくり条例、これは全国的に非常に評価されています。その5年間の時代の推移の中

で、また遅れてしまうのではないかという気が非常にしてなりません。そういう点についてももしお考えがあれば言っていただきたいということなのです。

非常に抽象論議になっているみたいですがけれども、現実の社会というのは、全国的には一步一步、国で作った法律の下にそれを充実するために各自治体でいろいろな工夫をされて、一步一步進んでいるということなので、その辺を見通しながら作らないと、結局新潟市は何やっているんだということになりかねませんので、最初に言った人権だけを専門に、啓発が中心になると思いますがけれども、啓発室の問題も含めてきちんと体制を整えていただきたいというのが、私の切なる要望です。

(田巻委員長)

ありがとうございました。

重要な御指摘だと思うのですがけれども、幾つかいただいた件につきまして、こちらの委員会で今回諮ることと、どうなのかということが一つあるのと、私たちの今回のミッションとしてやらなければいけないことと、その次の段階、あるいはほかの上位の委員会等で諮ることも、今の御指摘の中に含まれているのかと思いますので、特に専門部署というところをどう作るかというのは、まさに施策につながるところで、私たちの今回取り扱うことの範囲を越えているような気がいたします。ご指摘、ご意見、ごもっともだと思うのですがけれども、推進計画(案)の中に照らして見ますと、例えば20ページにございますような、相談窓口というか、窓口をどこで対応するのかという、かなり人権に特化したところが必要ということにつながる点については途中で御意見があったように、〇〇に明記するような形で書こうということがこれまでもあったと思いますし、あるいは例えば45ページでしょうか、巻末のほうですがけれども、各組織機関と連携してどうこうというところに、新潟市の中ではどこが担当するのか、管轄するのかということをもうちょっと明記されれば、太田委員がおっしゃったようなことが生かされるのかなというふうには、今聞いていて思いました。

それが必ずしも明記されていないですし、専門的に特化されたところが今現在ないということであれば、書くことはできないと思うのですがけれども、広聴相談課も相談窓口対応をやっておられるし、きっと一つの課を超えた形で、人権のことというのはまかなっているいろいろなされていると思うので、そういったことを全般的に記載してもいいのかなと思いました。

それからネットに対する対策については、今回けっこう検討してきましたね。それで19ページにここは第5章から移動してきたということで今回の改正案をいただきましたので、こちら辺をご覧になっていただいて、どういったことが十分か、不十分かみたいなことを基本にしていただければと思います。

(室橋委員)

今、第4章までの間と、それから6章にかかわる課題で全体的にどう取り組むかという、今ほど、太田さんからもありましたモニタリングの事業、インターネットの中で、19ページから20ページにかけて丁寧に書いていただいたのですけれども、実際に施行している自治体が新発田、村上、関川で、最近始めました阿賀野市、そして上越、妙高、糸魚川と、施行が随分進んでいるのです。新潟市はやらないという話になりませんし、近い将来やらなければいけなわけですから、モニタリング事業にきちんと取り組んで、実際にもう法務局に対して削除要請されているわけですし、それに対しての回答もいただいているのでしょうけれども、それを何らかの方法で取り組むということは、19ページから20ページにかけてのところの次のところに一行付け加える必要があるのだらうなと思っております。

相談体制についても20ページに書かれておまして、かなり仔細に検討していただいたのでしょけれども、今、3点セットの条例制定が進んでいるのです。3点セットというのは何かというと、1点目は禁止規定、差別してはいけませんよという項目を入れる。これは上越市の部落問題を中心にした人権条例の中に盛り込まれています。同じ人権条例は新発田もあるのですけれども、全く盛り込まれておりません。いわゆるただの理念条例で、みんなで差別をなくしましょうねということを行っているだけの条例です。これは禁止規定を入れるということで、我々要求しているのですけれども、そろそろ動き始めるそうです。先進的なこの二つがそんな状況ですので、太田さんが言われたように、3点セットをきちんと盛り込んだ条例制定を新潟市は進めるということを、一言ここに入れる必要があると思います。

3点セットというのは禁止規定とそれから制裁措置、新潟市はやっているのです。ばい捨て条例というのがあって、駅前でたばこを吸っていてばいと捨てたら、現認されると新潟市は1,000円の料金を求めることが条例で決められているのです。そういうことを新潟市も既にやっているのです、いろいろところで。ですから、決して無理なことではぜんぜんありません。それから救済です。本人はやはり心が痛んでいるわけですし、被害者でありますから、その差別に対する被害を救済する既定、この3点セットを盛り込んだ人権条例が、今全国的に取り組まれ始めているのです。残念ながら新潟県内はものすごく立ち遅れているものですから、なかなかそこに行き着かないというのが現状でして、やっと上越が形式だけこういうものを持っているだけなのです。新潟市はやはりそれを先取りして、計画の中に将来こういうものを作りたいということを盛り込むことが大事なかなと思うのです。特にいろいろなことがあるものですから、その他の部分も要望させていただきたいと思っています。

ダイバーシティとインクルージョンの話をしておきます。これは5ページの二つ目の段落のところに、全国状況の最後のところに、そこに一言入れる必要があるかなと、そういう流れになっていますと、ダイバーシティとインクルージョン社会を目指すというふうになっています

ということで。それから、12 ページ、二つ目の段落の最初の、これは法律の名前ですけども、人権教育・啓発としていますが、「・」はいらないと思いますので、カットする必要があるかと思っております。

それから 14 ページ、先ほど 3 点セットの話をしました。太田委員から提起されたものでありますけれども、3 ページ目の (3)、侵害された人たちの力をつけるということで、侵害された被害者に対する対応としてある救済まで言っています。そのうえで加害者に対する対応として、制裁措置を入れると、制裁措置も必要だということも一言文字を入れる必要があると思っております。さらに言えば、条例の中身は、確かに精神的な障害者差別の条例があるのですけれども、いわゆる障害者差別解消法に基づく地域審議会の作り方とどうも違うようであります。これは守秘義務を堅持した地域審議会にきちんとしていくという視点も当然出てくるわけでございまして、そこが必要かと思っております。

一応ここまでの間で、私の方で入れていただきたいのは以上でございます。

(田巻委員長)

最後のところ、地域審議会のページを教えてくださいませんか。何ページでしょうか。

(室橋委員)

地域審議会のところですね。これも条例のところですね。20 ページの最後のところの救済のところとか、いろいろな制度を充実させるというところがありますけれども、条例の中に禁止事項、制裁事項、それから本人救済といったようなものを入れて、なおかつ地域審議会の充実、地域審議会を守秘義務を持った〇〇地域審議会を設置するというふうなものを含む条例制定ということで、20 ページのところに課題の一つとしてあげてもらおうということになるかと思っております。

(田巻委員長)

ありがとうございます。

1 点、事務局に確認なのですが、こちらの委員会でもどこまで、市の政策とかこうした条例制定といったことに対しても、提案といいますか今のような提言をすることがどこまで可能なのでしょうか。この委員会は人権教育・啓発推進委員会として、市民の人権に対する政策全体にわたって、何かものを申すということは必要なのだと思うのですが、どこまでどれだけ可能なのかということを確認しておきたいのです。

(事務局)

私の方で今、室橋委員の話を伺って感じたのは、制裁という言葉もあったと思いますが、そうすると、市民の権利を制限することになるので、計画としてははっきり書かずに、そういうこともできるというようなぼやかした表現にならざるを得ないのでは。

(田巻委員長)

まさにそこなのです。結局、私たちができることというか、この委員会に求められているのは、そこまで踏み込んだ政策提言までできる話なのかどうかということが気になりまして、結局何か法律を作っていく、条例を作っていくというときに、だれかが声をあげることはすごく重要なのですけれども、どういう声のあげ方かということなど正に手続きというのは重要なので、この委員会でそれができるのかどうかということを確認させていただき、できないことをやるのは適切ではないのでほかの手段でこうした声をあげていくということが必要となれば、それはこちらの委員会の対応ではないかなと思いました。今回はあくまでも計画の策定という要務で、啓発推進計画の中に、市の条例等の見直しも必要なんだということは言えるかもしれませんが、その条例の中身まで事細かく言うのは行き過ぎなのかなというふうに印象を持ったのですけれど、この委員会がどこまで何ができるのかということとは十分分かってなくて申し上げているので、確認がいたると思いました。

ただ、室橋委員がおっしゃったこの3点セットのことは、確かにそのとおりと基本的に思っておりますけれども、これは条例を制定していくに当たって、私たちも人権教育・啓発の推進の観点から、このような考えをある程度支持していくという考えを持っていいとはいいますが、でも各委員それぞれ考えをお持ちなわけですし、その総意としてこの計画を作っていく、かつパブリックコメントをいただくという時に具体的にかなり特化した形で内容を盛り込んでいくというのはこの段階では難しいのではというふうに思いました。何回かこの会を進めてきて今回の計画案を出していただいているので、そこに新たなものを追加していくというのは、今の段階では難しいかと思いましたので、すべきことと、できることと、やれることというのを整理していきたいと思えます。そのうえでまだよく分かっておりませんが、今いただいた意見について、皆さんにも確認していただきたいと思えます。

まず5ページのところで、インクルージョン、ダイバーシティのことをもっと盛り込んでということでした。5ページの2段落目ということをおっしゃっていましたね。その一番最後、結局、「部落差別解消推進法が施行されています」の後、具体的にどこに何をを入れるというというお考えですか。

(室橋委員)

「施行されています」という次に一言触れて、まず、全国的な流れとして、事務局が説明したとおり、ダイバーシティという社会を目指すという方向に進んでいますという一言を付け加えておいたほうがいいだろうということでもあります。

(田巻委員長)

この御意見についていかがでしょうか。

インクルージョンが最初に出てくるのがどのページか分からないのですが、14 ページが最初なのかと思っているのですけれども、こちらについて、関連するので私の方から一言いいですか。

14 ページのところでも多様性、インクルージョンと出てくるのですが、インクルージョンについて例えばこちらのご意見のところでも、横尾委員はソーシャルインクルージョンと、ソーシャルを入れていらして、ここから社会的包摂という言葉で言われることの方が私も馴染みがあり、インクルージョンというのは当然ソーシャルかなと思ったので、同じ考えを持っておりました。あえてこのインクルージョンというのとそれを包括・受容性という訳にされたことについて、私社会的包摂の方が包括、受容より良いと思ったので、このような訳になっている理由や社会のソーシャルを入れていない理由はなぜでしょうか。

(事務局)

ソーシャル・インクルージョンは、厚生労働省の定義なのですが、すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的生活の実現につなげるよう社会の構成員として包み支え合うという定義になっております。社会的包摂や包摂とも表現されるようですが、ソーシャルがつくということで、福祉の意味合いが含まれるような、そういうことでありますので、ソーシャルのつかない表現はより広範囲のことを指すのではないかと考えて、ダイバーシティとセットで使う場合は、ソーシャルのつかないインクルージョンという考えで、計画の中で使うと考えました。

(横尾委員)

福祉的と言われると福祉的、私は常に福祉のところにいるので、ソーシャルインクルージョンが当たり前だと思っていたのですが、みんなそれぞれが当事者意識を持って、主体的にかかわろうという、支え合おうというところ、自分のこととしてといったときにはソーシャルが入った方が、包摂の方がいいと思うのです。包括は、あくまでもシステムというか外部からのもので、包摂というのは主体的な意識なので、包摂の方が良い私も思っていたのですが、包括になっていたのは、包摂だと一般の人がわかりにくいからそうされたのか、どうなのかと、私もお伺いしようと思っていました。

(事務局)

そこについては、包括は全体をまとめる意味だし、包摂は包み込むというような意味合いなのかと思ひまして、ほかの都市の計画でさいたま市なのですから、インクルージョンという言葉で使っていて、そこに対比させている言葉が受容性という言葉があるのです。受容だけだとインクルージョンの訳、例えば包括、包含ということのようなので、包含と受容は類似でありますので、もう一つ、包括もインクルージョンといえると思いますので、包括と受

容性を使ったのですけれども、説明が分かりづらくてすみません。

(田巻委員長)

この点につきまして私は横尾委員の御意見に賛成で、これまでいろいろと学問的なところの本なども読んできましたけれども、社会的包摂に「社会」が入ることによって福祉的な意味合いということに限定されるとは、私は思っておりません。むしろ包摂の主体となるのは、社会の構成員一人一人なので、社会は当然に前提であって、社会的包摂ということによって、福祉が云々というのは、例えば厚労省なりが包摂される人を客体と見ているからだろうと思うので、横尾委員がおっしゃったように一人一人が主体的にと、社会にいる一人一人がいるのだけれども、その人たちは主体なのだけれども一人ではだれも生きていけないので、社会がみんなで支え合うんだよという意味で包摂だと思うので、福祉は持たざる人に与えるみたいな形だけで考えてしまうと、そこはむしろ、受容ということも実際には難しいのですけれども、結局「受容してあげる」になってしまうかなということが考えられます。包摂というのは全般的にどんな人であってもそこに含まれるのだ、あるいは含んでいくのが社会なのだという発想であれば、別に社会を入れたところで福祉に限定されないかなと。むしろ人間社会全体の話をもっとしているの、そこに社会的と入れてもおかしくないかなということが1点。

それから包摂とか包含、受容に関しては、やはりインクルージョンは包摂と訳すものだというふうに私の中ではしみついています。むしろ包括・受容という形で言われると、新たなイメージというか、包括というと今度は個性が埋没するような形で、全体的な話、全体的な意味合いが強いのかと思いますので、もう少し包み込むくらいの方が、ニュアンスとしては柔らかかなというふうには思いました。厚労省においても、そのような定義というのはあくまで厚労省という立場であるから、ますます孤立死、孤独死等のそういった取りこぼしがないように、国としての責任を果たすという意味で使っておられるかもしれないのですけれども、一般的には包摂が徹底されてきているのではないかと思うので、もういちど、ほかのところを確認されたうえでこれを検討されてはいかがかなと思いました。

そのうえで、室橋委員おっしゃったように5ページに入れるかどうかですけれども、意味合いが難しいので、いきなりダイバーシティ、インクルージョンをここに入れると、なぜそれがここに入るのかという市民の理解が追いついていかないのではないかと、私は個人的に思っております。ただ、入れることが重要なので、こちらの14ページのダイバーシティ、インクルージョンの説明の中に、国籍や人種、宗教、性別等の価値観などにかかわらずというところに、ここに障がいの有無とかいろいろ書いてありますのでそこに入れて、こうしたことが関係あるんだよということと結びつくのかとは思いますが、より強調した方が筋が分かりますので、それは後の方で何か付け加えるとか、14ページ以降でもし何かできるのであれば、その方がいい

いかなと思います。

(室橋委員)

こだわりませんので。

(田巻委員長)

そうですか。今、後ろの方で特に障がいのこととか、外国籍市民のこととか出てくるのであれば、そちらの方でインクルージョンとかもう1回畳みかけて書いた方がいいかなと。ヘイトスピーチのこととか34ページに出てきますので、こちらでもう1回書いてもいいかなと思います。

12ページ、法令の名前として「・」はいらないのではないかという、こちらについてはいかがでしょうか。あまりこういう所に中黒というのはつかないとは一般的に思うのですが、ここは確認を、私も分からないので。

(事務局)

正式な文書が、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律になっていますので。

(田巻委員長)

そうであれば。

(事務局)

それに沿って使いたいと思います。

(田巻委員長)

14ページ、3点セットの条例ともかかわって、地域審議会の設置もご提案いただきましたけれども、制裁、加害者、別にいる被害者に対して、あるいは人権侵害の加害者に対する制裁などのことについてもコメントをということでしたけれども、これについてはいかがでしょうか。何かご意見等ありますでしょうか。伊原委員いかがですか。

(伊原委員)

なかなか難しいなと。それこそこの計画がどこまでいうことができるのかという問題になってくるのかなと思っています。望ましくないことを抑止するのに、確かに制裁規定を設けるということは有効だと思うのですが、同時に先ほど事務局からもご指摘あったように、個人の自由を侵害する、制約する部分もあるので、それを設けるにはすごく慎重な検討が必要だと思います。それを今、この委員会限りの議論で、市の公刊物に落とし込んでしまうことが、果たしてふさわしいのかどうか。生煮えの議論のまま落とし込んでしまうのはあまりふさわしくないのかなという印象ではあります。どういった落としどころがあるかと考えていたのですが、制裁規定を設けるのは書きすぎではないかと思うのですが、実効的な条例の検討が望まれるとか、どうしたらいいかといういろいろ考えておりました。



(田巻委員長)

私は、制裁という言葉や加害者に対して何かを入れることについては、実は反対で、今、どこまで何ができるかということがもちろん前提なのですけれども、だれが制裁を加えられるかが問題となる話です。制裁についてはそもそも刑事罰や罰則をだれが与えられるかというのは、日本の場合は刑事制度がきちんとしておりますので、私的な制裁はできないですし、行政が、あるいは市民がどこまで何ができるかということと、これがどのような侵害の性質かによっては刑事事件に該当することだと思しますので、果たしてそこまで踏み込んだ話になるのかというか、それを扱うのは危険であるということが一点。

それから、制裁というものの中身ですよ。よからぬことをした人に何を罪と認めて悔い改めさせるかということやだれがどのように決めるかという話もそうなのですけれども、何が一番こうした人権侵害を抑止したり、あるいは起こってしまったことを修復することにつながったりするかということは、まだ議論が必要だと思うのです。ほかのことも含めて。伊原委員がおっしゃったように、まだそこまで私たちが今回用命されてやっていることの範囲外の、このような議論などに踏み込むような話は今回は難しいのではないかと考えていて、特に制裁という言葉自体がかなり強いので、それをこうした公刊物に、市の責任でどこまで落とし込めるかというところについても慎重であるべきということにも賛成です。ここはむしろ侵害された人に対して、侵害されてもこうした救済などの制度があり、とにかく市を挙げて、あるいは社会全体が一人ひとり個人を守っていくのだということを示すことがまず第一なのかなとは思ったので、人権侵害を傍観せず、人権侵害をされた人々を力づけるというところを主眼とする以上は、制裁のことや反対側の考えや立場の人、加害者についてを一緒に書くと目的がぶれてしまうのではないかと思います。

(伊原委員)

今の委員長の話を聞いていて、改めて思ったのですけれども、この計画というのは、差別をなくそうとか、そういったものではもちろんあるのですけれども、なくすためにどういう個人個人の意識改革が求められるか。どういう取組みで意識を変えていけるかというところが、むしろ主眼になっているのです。制裁措置うんぬんということは、端的にどうするために上から押さえつけるものなのです。あなた方の考え方はどうでもいいけれども、やってはいけないことだからやるなという話であって、今回の皆さん個人個人の意識改革、意識の醸成をしていきましょうという趣旨とは外れてしまうので、制裁措置うんぬんというのは、やはりこの趣旨からは外れてくるなと思いました。とても重要な指摘ではあると思うのですけれども、場面が違うのかなという意見です。

(太田委員)

委員長の意見は分からなくもないのですが、国のほうで、あるいはほかの国で人権委員会なり、人権侵害救済法などは、ご承知のように制定されているわけです。それが政府と独立した機関で差別をした人を呼ぶ。一気に制裁するわけではなくて、こういう理由で人権を侵害しましたということで、その結果、その人がどうしても反省しない場合、室橋委員も言ったように、差別をなくすためには、その人に対して一定の制裁をやるという制度としてあるわけです。だから制裁が悪いというだけでなく、差別をなくすためにどうすればいいのかということも考えていただきたいのです。私も同和問題で関連するのですが、9割の方がこの市民意識調査で部落の人とわかってつきあうというアンケート結果が出ているのですけれども、では1割の人は、逆に今、全国的に起こっているのは、部落差別の確信犯として、部落の人は汚く、忌避するものだという、ご承知のようにそういう確信犯がおられるわけです。しょうがなく、うちらは裁判闘争をやっているわけで、そういう確信犯に対してどうすればということが、この同和問題の9割はつきあうと言っているけれども、そのほかの1割、全部ではないと思いますが、確信的におれは部落の人がいやだという人に対してどうするのか。ここから抜けているわけです。その1割が私たちにとっては重要で、そのときの論理として一定の制裁、人間というのは、私もそうですけれども、差別した結果、そうでもしなければ解決できない事象は非常にあるわけです。だれでも制裁するのはいやに決まっています。決まっていますが、いろいろな今の法体系の中で、刑法なりそういうものがあって、刑罰に処するというので、反省してもらおうと言ったらおかしいのですけれども、制度的にはできているわけです。だから、人権の問題についても、そのレベルまで全世界的には上がっているわけです。先ほども申したように、全国でそれに近い部落差別をした人は、委員に来ていただいて、なぜしたのかと。結果その人に処罰をするというところまでいっていませんけれども、そういうところまでいっているわけです。だから、私は繰り返しますが、これから5年間もたせるのだと、委員長のほうもそう思っているんじゃないかと思いますが、もたせるにはどこまでその5年間、全国的にはどんどん人権の問題で法制度が各自治体によって整備されていくわけですから、その辺を見越すということは非常に難しいことですが、ほかの県では、最初に走っているところに一定の照準を合わせていかないと5年間もたないのではないかと。もたないのではないかとという意味は、人権を大切にすると、あるいは人権をきちんと中心に据えるという意味ではもたないのではないかとという危機感を私は持っているわけです。それで先ほど言った人権啓発室の問題も、市民に発信するなら、強い調子でやらない限り、市民全体の意識にはならないと。そこが中心になって、初めて人権の問題は一人ひとりに入っていくということで言ったわけで、この委員の中でそのままでいいですよと言われればそれまでですけれども、そういう趣旨なのです。

(田巻委員長)

太田委員のおっしゃったことは、気持ち、感情のレベルで多分かなり皆さんが共有していることだと思うのです。せっかく作るのであれば、21世紀に、これからどんどんこうしたことに敏感でいなければいけないし、社会のいろいろな人に対して対応するものでいなければいけない。新潟市も変わっていかねばということで見直しをするわけではなくて、我々が担当するのはあくまでも新潟市の人権教育・啓発推進計画であって、この計画案がどこまでを射程とするか、どういったところまでのゴールを目指した計画案なのかということと、今のお話にありますように、人権侵害を犯した人に対してどのような処罰なり、あるいは対応なりをするか、対処するかということの規定を作っていくということは、重なるところもありますけれども、管轄事項として離れているところでもありますので、先ほど、それで事務局にお尋ねした次第だったわけですが。太田委員にお尋ねしたいのですけれども、この計画案の中で今、おっしゃったような強いメッセージを盛り込むとしたら、具体的などのようなことをどこに盛り込むということが必要でしょうか。具体案を出していかないとまとまっていけないので。

(太田委員)

だから私が言った人権専門部門であるとおっしゃっていますので、基本的な考えでそういう人権啓発、これは別に私が言っていることではなくて、いろいろな市町村ではそういう係などを作っているわけです。

(田巻委員長)

それを新潟市でも作るべきだと。

(太田委員)

新潟市も作るべきということで、担当の方が寝ずに頑張っているのは分かりますけれども、基本的な考えの中で、それはきちんと、やはり盛るべきなのではないかという気がするのです。

(田巻委員長)

そのお話をどこにどう盛り込むことが一番よろしいと思われませんか。

(太田委員)

第1章に入れたらいいのではないのでしょうか。

(田巻委員長)

どのように。

(太田委員)

私もそこまで考えていないですけども、概念として。

(田巻委員長)

それは専門的な部署を作りますとかということを入れたほうがいいのかというお話しでしょうか。

(太田委員)

それでは少し弱い。委員長がどう考えているか分からないですけども、弱いのではないのでしょうか。

(田巻委員長)

今日の進め方として私の不手際なのですが、この案を基にとにかくどんどん策定を進めていくことが必要であって、具体的な改訂を盛り込んでいく必要があるので、今、太田委員がおっしゃった人権に関して、差別禁止に関しての専門の部署というものについて、強いメッセージなり、そういう部署があるということや、そこでやっていかなければいけないことを盛り込む必要があれば、また新規にということになるのですけれども、これまでのお話の流れと言いますと、何回かの委員会を経てこのように作っていただきましたので、この段階でどのように何を入れるかということをはっきりしないと、この後、スケジュール的にも作れませんので、この件は少し脇に置いて考えていただきたいと思います。

ほかの方にもご意見を頂きたいので、お気づきの点、時間の制約もありますが、ぜひご発言をお願いします。

(高橋委員)

全体の中では、先ほど事務局からご説明があったのですが、インターネットによる人権侵害、以前分野別にあったものを今回は人権教育・啓発推進のところを持ってきているということに非常に違和感がございまして、中身を見てもまさしく個別分野に対する現状や課題や方向性が書いてあるわけで、人権教育・啓発推進の大きな施策の方向性の中に分野別の、インターネットを通じていろいろな差別があるのですけれども、ここに入れるのはどうかという気がしております、ここはやはり元に戻したほうが、一般の方が見るにはすんなりと見られるのではないかと思います。これが一つありました。

(田巻委員長)

それは第4章ではなく、5章に戻した形ですね。

(高橋委員)

そうです。元に戻した形のほうが読みやすいと。逆に違和感が出てきてしまうので。

もう一点、細かいものは別としまして、ここで確認したかったところは、31ページなのですが、同和問題に関して中ほどにしかしから5行目に「このことは同和問題に関する市民への啓発活動がされていない状況にあっては」というくだりがあるのですが、この書きぶりが市民への啓発活動はされていない状況というのはなかなかどうかと。「十分に」とか、十分にされていないということでない、今までどうだったのとなりますので、ここは必要かなと思いました。

36ページですが、H I V感染者・ハンセン病患者等のところで、最初にほかの分野と違って、

いきなりH I V感染者・ハンセン病患者の現状が書いてあって、構成のしかたが、この部分が少し違っているので、ここはどうしたのかなと思っていまして、現状のところそれぞれ入れ込んだほうがいいのかと思って、ここだけ違和感がありました。

水俣病のところも何か所かありまして、38 ページですが、先ほど事務局から赤書きで追加したところがありまして、認定申請や裁判を巡ってと書いてあるのですけれども、もう少し中ほどに行きますと、「他方」といって、ここで水俣病被害者救済特別措置法があって、この中で認定申請や裁判が提起されると、これは大きな社会問題になっていますよといつて、この順番といますか、これが後へ来ていることは、今、その上のほうでいろいろなことがありますよと言っているのですけれども、「他方」のところの下の方に来ているものですから、ここをうまく整理したほうが分かりやすいかと思いました。気がついたところは以上です。

(田巻委員長)

ありがとうございます。今高橋委員がおっしゃってくださった 19 ページのインターネットを 5 章から 4 章に持ってきたものは 5 章ではないかという点についていかがでしょうか。

(伊原委員)

私は今のまま 4 章でいいと思っております。4 章と 5 章、4 章だとまた場・機会ということと、5 章は分野別というように分けておられて、まさにインターネットという場において、そこでいろいろな分野別な人権侵害が行われている可能性が、そういう場であるという分類で、とても分かりやすくなっていると思いますので、今回の分類は適切だと思っております。

(高橋委員)

人権教育・啓発推進という項目の中で、最初の表題でさまざまな場・機会によって人権教育・啓発推進のところ個別のインターネットで人権侵害することが入ってきたことが、冒頭の項目からして沿っているのかなと疑問があったものですから、教育推進の中で人権侵害というのは個別のものと書いてあるのです。

(伊原委員)

インターネットによる人権侵害という個別のジャンルがあるというよりは、インターネットという場なのですね。集会場とか。

(田巻委員長)

手段。

(伊原委員)

そういったところに着目しているので。

(田巻委員長)

インターネットによる女性差別だったり、インターネットによる障がい者差別などそういっ

たことですね。

(伊原委員)

はい。

(太田委員)

私が思っていることを全部言いますと 19 ページ。

インターネットについて、私は、個別に先ほど言った、室橋委員の言っているモニタリングを実際にやっていますので、こちらのほうで具体的に、これをどうするかということは、個別方針の中で書き込むべきだと思うのです。例えば、私らに対しての差別、いじめの問題等、あるいは女性に対しての差別もありますので、具体的に差別をどう解決するかという筋道がなければ、アンケートを取った意味、市民の権利を守る、あるいは私らの権利を守るという意味では、非常に具体性を欠くのではないかと。ほかの項については、例えば、相談室とか挙げておられますけれども、市民がああそうだね、やはり市はこういう取組みをしているのだね。あるいはする方向なのだねということが見える形でない。私は、これを言っているわけではないのです。モニタリングの問題については、ほかの市町村ですでにやっていますので。2チャンネルなり、5チャンネルなり、ほかのいろいろなフェイスブックなりということ踏まえて、職員は時間を割いてそれをやっているという状況があるものだから、当然、それは新潟市もやらざるを得ない。状況とすれば。ということから言えば、きちんと今の時点で載せておくべきだということが、人権を守る手法だと考えています。

(田巻委員長)

今、おっしゃっているのは、この 19 ページ (7) のインターネットのところモニタリングのことも含めて入れたほうがいいのではないかとのご提案ですか。

(太田委員)

私は高橋委員と同じで、個別に出して。

(田巻委員長)

インターネットの問題での問題のところですね。5章にということですね。

(太田委員)

例えば、11 さまざまな人権の問題の前に、インターネットの項目を個別にやると。これはほとんど 9 割以上の方が、携帯というものを持っているので、そういう時代に当然なるわけで。

(田巻委員長)

では、ほかの委員からもご意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

(横尾委員)

私も先ほど、伊原委員がおっしゃったように、(7) に置いたほうが、さまざまな場、機会に

おける人権教育ということにすっきり当てはまるので分かりやすくなったなと思います。

(田巻委員長)

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

(高橋委員)

さまざまな場、機会というのは、ここに書いてあるとおり、いわゆる地域、家庭うんぬんと、そういう場であって、先ほどありました手段でしかないのです。手段なので、このいわゆる先ほどもありましたけれども、家庭だったり、学校だったり、企業だったりいろいろな場なのですけれども、インターネットも同じ並びで入ってくることはどうなのかと。

(田巻委員長)

ほかの方から、赤塚委員いかがですか。

(赤塚委員)

私も今、第4章の(7)でいいのではないかと思うのです。子供にかかわることをインターネットでいじめとか、そういうものもありますし、女性、外国人のことであっても、やはりインターネットは手段であるので、このままで第4章のままでいいのではないかと、私も思います。

(川崎委員)

皆さんおっしゃるとおりだと思うので、私の言うことでは。

(田巻委員長)

分かれていますよね。4章派と5章派で分かれています。「皆さん」と言っても、今、見解が分かれています。これまでは5章で、結局分野別としてインターネット特有の問題とするか、それとも場という考え方、あるいは手段と私は言い換えましたけれども、私は場という意味での手段、インターネットという場というように考えておりますので、高橋委員とは同じ考えではないのですけれども、そのように考えて4章のほうにいろいろな機会、その場面として、問題の性質みたいなものは、その次の段階に考えるというのが4章派なのですけれども、どちらでしょうか。

(川崎委員)

私は4章です。

(田巻委員長)

そうしますと、一応、4章派の方のほうが少し多いのですけれども、高橋委員と太田委員と室橋委員はどちらなのでしょう。

(室橋委員)

私はこのままでいいと思います。そのうえで太田委員が言われるように、モニタリング事業

の実施について言及していただいて。

(田巻委員長)

そうですね。モニタリング事業については、先ほど、私は条例制定も含めて市の政策につながる話ということをお話ししましたがけれども、私の提案としては、例えば、11 ページに今後の課題として、まだ新潟市はやっていないけれども、これからしなければいけないことなどを、そちらに入れたらどうかと思ったりもするのですが、ほかの市町村がいろいろやっているし、これから必要なのだよというところに、こういうことも考えていくみたいなことで、まだやっていないことでこれからしなければいけないことは、ここにどんどん盛り込んでいくとか、条例の制定なども含めて、市に提言していく必要があるみたいなことを言えないとしても、何かやんわりと今後の課題でわざわざ一つ設けているので、ここを工夫すれば、今までのお話しなどが整理できるかと思います。現在、まだ行っていなくて、ほかがやっているからうちもという言い方をするのは、市の主体性からすると適切ではないかなということが気になっているのと、何回も繰り返しますけれども、この委員会でどこまでやっていいのか、話していいのか確認する必要がありますので。

(川崎委員)

この委員会で提言ができるのかどうか。まずそこが入口だと思うのです。議会の話ではなくて。

(室橋委員)

この委員会は、今、これに出席しているのは広聴相談課で担当課です。もちろんこの内容については、当該課等の了解を取りながらやっているわけです。そこは調整をどうするかということだと思います。提言する内容に、例えば、機構改革を含むかどうか。専門的な課を設置するという意味でとか、それから制裁を含む新たな条例制定を求めるかどうかという部分については、この委員会としては、求めることはできると思うのです。どこまで求めることができるかということが問題なのであって、全県的になかなか進んでいない状況の中で、突出していけるかどうかという判断が取られると、紹介するときこういった状況になっていくということをお話の中で紹介しながら、今後の課題のところで検討が求められるとかのように整理はできるような気がするのです。

(田巻委員長)

「気がする」というのも分かるのですけれども、本当にそうなのかどうか。これまでこの委員会の歴史は長いので、私は今回から、昨年から参加したので分からないのですけれども、今、重要なご指摘を頂いたのですが、今回、計画に盛り込めるのかどうかということは、また話が別なのかなと。委員会で話していくことと、今回のこの計画案をまとめていくということは慎



重にしたほうがと思いますけれども。すみません時間の関係もあるので、高橋委員からご意見いただいたことを確認していただきたいと思うのですけれども、インターネットのことは4章のままでということが優勢なのでいうことで載せていただいて、31 ページ、十分にこうした同和問題の啓発活動がされていないがされていないということで、「十分に」を入れるということによろしいのではないかと思います。ご指摘ありがとうございます。

36 ページのH I Vのところも、確かにほかとは書きぶりが違うので違和感があるということはおもっともだと思いますので、そこをもう一回、見直していただくということが必要かと思っています。

38 ページも確かに時系列で行ったり、戻ったりしているような書きぶりなので、適切ではないかなということもそのとおりではないかと思っています。

ほかにいかがでしょうか。

(赤塚委員)

今日頂いた追加資料の中で、「にいがた未来ビジョン」のところの8年後の目指す姿のところで、安心して暮らしています。暮らしているでいいのではないかと思ったのですが、それで現計画ののを見ましたら、暮らしていますだったのです。そうしたら、その下のほうの施策のところの黒縁で前のものには書いてあるのですけれども、これをなくされた、このままでも入っていても私は、いいのではないかと思ったのですが、なくされたのに何か理由があるのかなと。下のところに図りますとあるので、それなら暮らしていますでもいいかなと、細かいところですが思ったのですが、今の冊子の黒縁の文書が外されているのは、何か理由があったのでしょうかということです。

(田巻委員長)

事務局、いかがでしょうか。この冊子47 ページのところに、「にいがた未来ビジョン」があって、施策のところにもう少し詳細な●の説明のところには、向上を図りますまでありますけれども、それは省略されているのは、何かシフトの都合なのか。

(事務局)

追加資料を作る際に、この資料は計画の位置づけと体系を示すものということで、この位置づけというのは何から来るかということ、にいがた未来ビジョンであり、なおかつ斜め上にある「新潟市自治基本条例」からこの計画が形作られるということを考えました。今、赤塚委員からのお話で、現行の47 ページ●の部分が今回、なくなったということについて、●については、スペース的になかなか入らないということと、この位置づけが何から来るかということを示すものなので、必ずしも必要ないかなということで、削除したものです。ただ、非常にいい言葉、大事な言葉ということであれば、工夫して入れるという方法もありなのかなと、ご意見

をお聞きして思いました。

(田巻委員長)

具体的に書いてあるので分かりやすいかなとは感じるのですが、ただ、1点、都市像のところ、47ページだと「市民と地域が学び高め合う」ですけれども、こちらだと「高め」がないのです。

(事務局)

これは計画と整合性もありますので確認します。

(田巻委員長)

なので、ここはもう一度持ち帰って、これの調整も必要なのかもしれないので、入れられるのであれば、せっかく赤塚委員がご指摘くださったけれども、市民の目線からすればあったほうがいいのかなと単純に思いました。ただ、細かくて老眼鏡がないと読みにくいというのは確かにそうかなと思いますし、1枚にされるのはなかなか難しいかなと思います。

(太田委員)

18ページ。下から7行目「企業には」とありますけれども、こういう表現だと、企業が非常に人を採用する時は自由だという印象を与えます。私たちの取組みとして、公正採用の取組みを5回やっていますので、雇用均等法なりパワハラ、セクハラ規制の問題なりについて、企業が守る、そういう法的なものが、整理、働き方の問題ですね、そういうことに変えていただきたいと強く思います。

それから、中間、ちょっとあれですけれども、先ほど委員長からまとめてもらったのですが、私がなぜ引けないかという、同和問題のところ、インターネットに対する被害を入れていただきたい。最低限ですね。実情として、就職、結婚で現実的に被害が出てきています、全国的に。先ほども申したように、とある人は新潟に、いわゆる差別をばらまきに動画を撮影に来ています。そういう状況になっています。新潟に部落はないというのほうで、部落は厳然としてあります。今もおられます。私もそこによく行くのですが。逆に、高橋委員から少しきついのではないかということがありましたけれども、私のほうからすれば、31ページ、古地図の問題でいけば、啓発活動がされていなかったと、部落については。ということが私としては、現実的にあのときの交渉もそうでしたし、そういう問題が実際にあると思いますし、新潟に被差別部落があるのかなと言う人が非常に大勢いるわけです。私たちは何もほじくり返すわけでもない、そういう問題についてはその当時の資料と照らし合わせて整合性をもってこれを書いたと思うのですが、整合性をもって書いていただきたいと思います。

部落については、先ほど言ったようにこの問題と、それからインターネットの問題。この新潟にも確実に彼らは来ます。予言しておきます。後でまたそれは個別に、こちらとの話になり

ますけれども、それほど悪質なのです。

(田巻委員長)

太田委員、ほかはどうですか。

(太田委員)

ほかはいろいろ細かいことを言っています。

(田巻委員長)

可能であれば、後で原稿修正などは。

(太田委員)

そうですね。私、質問書がなくなって申し訳なかったのですけれども。

(田巻委員長)

それはまたこの後の宿題として、私たちに与えられている期限がありますので、私から言ってもよろしいでしょうか。

最後に大きな問題を入りたいのですけれども、その前に、30 ページの同和問題の現状のところから始まる2行目、先ほど事務局から説明がありましたけれども、その辺は実は納得していないのですが、「一部の人々が長い間経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれ」という表現にかなり違和感があって、文化的に低いとか経済的に低いというのは何なのだろうと。地位とか身分ということが低いというのは分かるのですけれども、経済的に低いとか社会的に低いというのは、社会的に何が低いとか、何かそれがワンクッション、地位とか身分とか位置づけとか、何かが必要なのではないかと思うのです。これはこういう表現で通っていたみたいなのが説明であったのが。

(事務局)

国の審議会の答申の中で、この表現がまさしく。

(田巻委員長)

国の審議はともかく、それは日本語として読んでいて少しすわりが悪いので。国語の先生がいらっしゃったら賛同してくださるとありがたいのですけれども、少しこれはどうも。文化的に低いというのは、日本語としてどうなのだろうと思ったのです。いかがですか。

(伊原委員)

確かにそのとおりだと思います。例えば、修正するとしたら、「文化的に低いとされる状態に置かれ」とか。

(田巻委員長)

そうですね。何かそのような。地位とか身分を使っては少し危険だなと思うので。

(伊原委員)

そういうレッテル、低いという評価を張られてしまうことが問題なので。

(田巻委員長)

そうですね。

(伊原委員)

「低いとされる状態に置かれ」とか、何かしら修正があってもいいのではないかと思います。

(田巻委員長)

「社会的、文化的な位置づけが低い状態に置かれ」とか。

(伊原委員)

そもそも文化の優劣なんてつけられないですよ。

(田巻委員長)

ここでいう文化が何を包含するか。時代的に相当遡ったり、いろいろ歴史的に認知されているということで、ここを切り取るのはかなり難しいのではないかと思うので、現代的な意味合いでこれを使うことと、なんらかの特定の時代の話というものを総合的に言うことは難しいかなと思うのです。ただ、少なくとも、経済的に低い状態というのが。

(太田委員)

経済的に低いというのは、解放令以降、明治4年に解放令が出ましたよね。その前は比較的豊かだったのです。文化的に低いというのは、それ以降、いろいろ門付けだとかやっています、皆さんご承知のように、古い歴史から言えば、歌舞伎だとかいろいろな芸能が部落あるいは支援された人たちが伝習してきましたけれども、それ以降、その芸能をやっていると、部落の芸能だということで差別されるわけです。それで、その芸能自体もやれなくなったのです。皆さんご承知のように猿回し、あれも部落の人がやっていたのですけれども、あれも小沢昭一さんがやっとならぶことで、部落が持っていた本来の文化的な高さ、それが解放令以降、部落に対してどういう気持ちを持ったのか。汚いとか貴賤だとかというものがあって、うちはできないというところで低いといいますか、おっしゃる、そういう感じなのです。

(田巻委員長)

そこについては、多分、職分でもそうですけれども、地位も身分もそうなのですから、何か表現を工夫したほうがいいのではないかと思います。

あと、6ページ、赤字で真ん中くらいに、改めて、改めてと、改めて市民意識調査を2013年と2018年にやったというのですけれども、これはどちらかを取って、「再び」とか「第何回目」という表現で。私も学生に対するこうした文章の添削指導においてはあまり同じページで同じ表現を繰り返すなどと言っているのです、ここもちょっとと思いました。

あと、用語の解説のところ、これは全体的に、また後でご意見申し上げたほうがいいのかも

しれませんけれども、例えば、48 ページの性的マイノリティももう少し工夫して書いたほうがいいのではないかと。多数派ってだれということになりますし、非常に不用意な書き方ではないかと思われま。性的マイノリティの書き方として私が非常に気になるのは、41 ページもそうですけれども、性的マイノリティというのはいわゆる性的マイノリティであって、性的マイノリティと言い切ってしまうことについてもかなり微妙だと思っています。かぎ括弧でくくるとか、「いわゆる」と入れるとかということも。どこまで実現できるかは別として、少し非常にこの表現としては気になっています。

最後に、もっと重要なのですけれども、事務局からご提案いただいたし、説明もいただいたのですが、皆様、私も含めて、ここを見ると、やはり人権文化ということについてはもう少し話し合っておいたほうがいいのかと思います。人権文化という言葉を含めてあちこちで使っていますということですが、3 ページ目でしょうか。伊原委員からもご意見をいただいていたかと思うのですけれども、米印で、本計画における人権文化とはということで、国連の10年の計画で、内閣府でも使っているからそこから持ってきたということも分かるのですけれども、新潟市としては、この人権文化をどう使うのかというのは改めて定義してもいいのではないかと思います。ほかが使っているからということでは非常に弱いと思います。私たちがどういう意識や考えで人権文化と使っているかを、少なくともこの委員会では合意形成をしておいたほうがいいのではないかと思います。その点について、皆様から意見をいただきたいと思えます。

特に、米印で、本計画における人権文化とは、人権が理念や法的基準として理解されるだけでなく、暮らしの中で人権が実現されるよう人々が行動するありさまを見るというのですけれども、私は、この人権が実現されるというのもよく分からないなど。人権尊重とか徹底が実現とか。人権が実現されるというのは、人権の何が実現されるのかということがあったりするもので、人権意識、いろいろな言い方がありますけれども、そこに違和感があったので意見したのですけれども、それについては引き続きこれまでと同じように使うのだという事務局の回答でしたけれども、皆様、これについてどうお考えなのかお聞きしたいと思います。この点、人権文化についていかがでしょうか。

(伊原委員)

前回、意見申し上げまして、この時は市独自の表現なのかなと思って気になったのですけれども、すでに国連の関係で、内閣府からの引用だとか、何かしらルーツがあるのであればそこは仕方がないのかなと思いはじめているところです。ただ、やはり定義づけはしっかり確認しておいたほうが良いと思っています。

その中で、米印で注釈をつけていますけれども、今、委員長がおっしゃったように、人権が

実現されるというのは変な表現だなと思いました。人権保障が実現されるとか、人権尊重がなされるとか。人権が実現は違うなと思っています。

(田巻委員長)

あと、この前段の、人権が法的基準として理解されるというのも違和感があるのです。

(伊原委員)

そうですね。法律以前の問題なので。

(田巻委員長)

理念は分かるのですけれども。

(伊原委員)

はい。あと、文化という言葉の印象として、人々が行動するありさまというか、それを当然のこととして受け入れて行動していく、共有されているありさまであるのではないかと思います。無意識の中にしみこんでいるのだということが文化という言葉の印象で私の中ではあるので、何かそこまでを解説したほうがいいのではないかと思います。

(太田委員)

委員長が言われるように人権だけでいいと思います。人権文化というのはもっと広い概念になるのでしょうか。

(田巻委員長)

文化と使うことを否定するのではないのですけれども、ただ、人権文化とここで言う意味が何なのかをもう少し米印できちんと説明するべきだということで、この米印は不適切な解説ではないのではないかとということです。

(横尾委員)

私は人権文化というのは日常ではなかなか聞かないので、今は人権文化と言うのだなというくらいに思っていたのですけれども、それを、今、米印を改めてみると、この定義はやはり変だなと、少し思います。

(田巻委員長)

見直しをということについては賛成していただけますか。

(横尾委員)

はい。

(田巻委員長)

そういうことであれば、とにかく新潟市としてこれをどういう意味で使うのかをもう一度きちんとおいたほうがいいのではないかと思うので、この点については別途見直しをお願いします。

もう1点あったのですけれども、先ほどのソーシャルインクルージョン等が出てくる1ページで、基本的な考え方で出てくるところを見落としておりましたので、そこでどう修正するかについても検討をお願いしたいと思います。

(高橋委員)

すみません、1点。16ページの下から4行目、「このため」ということでずっと書いてありますけれども、「一層充実させる」の後に「障がい者」を入れないと、障がい者が一番関心の高いところなので。

(田巻委員長)

敢えて列挙して「障がい者」を入れようということですね。「高齢者」の後でしたか。この順番は。

(高橋委員)

障がい者が一番関心が高かったので、障がい者を1番に。

(田巻委員長)

ここまで出てきたのと同じ順番だといいいのかなと思います。細かく見ていただいてありがとうございます。

(室橋委員)

まず、子どものところですよ。23ページから25ページです。この中で大きく抜けているのが、いわゆる8050問題、ニート、ひきこもりの子どもたちないし家族に対する人権がいろいろな意味で損なわれているという現状があります。児童生徒だけで考えればこの記述でいいのですけれども、親が80才、ひきこもり、ニートになった子どもが50才という社会問題になっているのですけれども、そういった課題についてきちんと認識しておく必要があるだろうと思っています。この一言を入れるだけで十分だと思います。それが1点目です。

障がい者のところ、28、29ページになりますけれども、障がい者の概念を、いわゆる3障がい、どうもこれを見ていると、何というか集中されているのですけれども、国際基準が慢性疾患、認知症、難病も含めて障がい者なのです。圧倒的多数の健常者がごく少数の障がい者の自立を助けてやるという法律はもうなくなりました。障害者自立支援法はなくなったわけで、みんながお互いに障がいになる、今日、帰りに車に乗って事故を起こして手足を失う場合もあるわけで、そういう生活と抱き合わせで我々も生きています。障がいを持っている人はお互いさまなのだという視点での記述、少し文言修正が必要なのではないかという感じがしています。これが二つ目です。

それから、34ページから外国籍市民等とあります。在日の問題について、植民地支配以降、我々はどこか在日に対して下位に見ていくという視点があるのではないかといった視点、示唆

が残念ながらここには抜けていると思っています。フィリピンから来たり南米から来たり、外国人労働者が多く入ってきていますけれども、実際に住んでいる在日の皆さんに対する意識と随分違うものですから、そこを反映した表現に修正が必要ではないかと思っています。

次に、37 ページ、これは簡単な直しなのですが、下から3行目、「ハンセン病療養施設訪問事業に職員を派遣し」とありますけれども、そこに「など」を加えていただきたいと思っています。なぜかという、職員だけではなくて、例えば、人権擁護委員の方とか、市のいろいろな人権にかかわる課題にかかわっている方々を連れていくくらいの意気込みが必要だろうと思っています。「など」という漢字を一言入れていただければありがたいと思います。

(田巻委員長)

「など」は漢字ではなくて、下を見るとひらがなになっていますけれども。

(室橋委員)

なるほど。漢字でもひらがなでもけっこうです。

それから、45 ページと最初の3 ページの記述に直接関係する問題で、3 ページ目の4 の期間のところの、検証期間をどうするのかということをしちんとする必要があると思います。45 ページには、3 の計画の評価の最初の段落で、検証すると言っています。これは毎年検証するという、毎年という言葉を一言入れることによって、期間中の検証をやるのだということになると思います。それに併せて、3 ページ目も、最後の3 行ですけれども、見直すだけではなくて、年次にきちんと検証するというように表現をつなげれば一致すると思っています。

(田巻委員長)

今いただいた意見について、何かご意見等ありませんか。

(横尾委員)

今の 8050 問題はどちらの問題かということになるので、子どもに入れるのであれば高齢者にも入らなければいけないし、というところでしょうか。

(室橋委員)

そうです。

(田巻委員長)

そこはどちらに入れるということにご意見はありますか。

(横尾委員)

入れるのであれば、どちらにも入れないといけないと思います。

(田巻委員長)

私も、実は、子どものほうに 8050 問題を入れるほうが、どこに入れるかですけれども、今後の課題なのかなと思っています。なぜかという、子どものところに入れると、これは大人に



なった子どもの話であって、それではなくて、こちらの趣旨としては、むしろ未成年とか社会的に保護すべき対象としての子どもを対象にしているのです。そこで 8050 問題を入れると、家族内のケアの話になって、主軸となることとはずれののかなと思いました。

それから、障がい者の 28 ページ、認知症等ですね。今、定義が広がっているのです。そこを踏まえたほうがいいのではないかとということについてはいかがでしょうか。こちら認知症について、ぜひ、入れたほうがいいのではないかと考えていて、認知症というのがどういう位置づけなのかということが必ずしも分かっていない人が多いと思うのですけれども、今はかなり広くとらえられているので、入れられるなら入れたほうがいいのではないかとっております。

すみません、このことについての意見が何かあれば後にさせていただいて、時間がないので。

あとは、37 ページ、「職員など」のところはそれで確認させていただいて入れていただいているのではないかと思いますけれども、最後のところです。大事な 45 ページと 3 ページ。つまり、この計画の、あるいは私たちがやっていることについての評価検証というものを、期間であれば明確な形で、期間がいつどういうタイミングでこういう検証評価をするのかということをも明記したほうがいいというご指摘だと思います。これについて、いかがでしょうか。今、こうした自己評価、自己点検とか外部評価ということについては、全体、関連性ということが厳しくなっていますし、推奨されていますので、できるだけそういったことに敏感な組織であったほうがいいのではないかとということで、私は室橋委員のご指摘にかなり賛成なのですけれども、何か。毎年と入れるかどうかは分かりませんが、毎年やったほうがいいと思いますけれども。

(室橋委員)

付け加えますと、もうすでに県内も含めて、県もこれからやると言っていますし、市の段階でも、上越、新発田、長岡、あといくつか、実際に始めて、10 年も前からやっているところもあるわけです。新潟市ももともと、最初に作ったときは入れていたのです。それで、改訂のときに落としてしまったのです。元に戻すだけですから。

(田巻委員長)

そうなのですね。そのときにどういう検証、どういう評価をやるという、中身については何かありますか。

(室橋委員)

議論がなかったのです。

(田巻委員長)

それも必要だと思うのです。毎年やるとしたら、やれるかどうかという。やれる範囲でやる話だと思うのですけれども、タイミングとしては毎年だとしても、どこで毎年。大きなものは

何年に1回で、割と規模の小さいものを毎年とか、考え方がいろいろあると思うので、どのタイミングでやるかということと、それからどうやるかということについて、もう少し議論していきたいと思うのですが、残念ながら時間が来ましたので、ここで事務局にお返しして、これ以上のご意見等については別途集約していくことにさせていただきたいと思います。

(室橋委員)

補足ですみません、今のことで。県も、それからほかの市として実施しているところは、この委員会がその役割を果たしているようです。県の場合は検討委員会を作っていて、指針を作っています。それを残して、毎年1回、どのように進捗していくかを報告するというのを県は想定しているようですし、実際にやっているところはそういう形でやっています。

(田巻委員長)

担当するのはこの委員会だということですか。

(室橋委員)

そうなります。

(太田委員)

1点だけ。6ページで平成25年なり平成18年、「減少傾向が見られる」で終わっているのですけれども、なぜ減少しているのか。これはこの委員会の存在にもかかわる問題なので。8ページの③で、これも9.3パーセント減少していると。その辺が解明されると、ちょっとあれなのではないでしょうか。

(田巻委員長)

これについては前に話が出て、この数字をどう見るかという分析が必要だということは既に話をしたと思います。それについては次の段階でやっていくということだったと思うので、今回は、この段階では、なぜ減っているのかをもっと分析しないとつなげられないのだというご指摘はあったけれども、今回はそこに踏み込んで言うだけの材料がないので。ご指摘としては、ごもっともなのですが、既に出た話であります。

すみません、私の不手際であれですけれども、時間的な制約がありますので、ここで進行を事務局にお返しします。ありがとうございました。

(事務局)

田巻委員長及び委員の皆様におかれましては、長時間にわたり大変ありがとうございました。この場でご発言できなかった追加のご意見や提案がありましたら、引き続き承ります。様式の指定はありませんけれども、期限として10月11日金曜日までにメールまたはファックスでご提出いただければと思います。

(田巻委員長)

すみません、これについて、週明けではだめですか。金曜日ではなくて、3連休明けの火曜日とか。

(事務局)

10月14日ですね。

(田巻委員長)

私のわがままですけれども、切られるよりは後ろに、週末を挟んだほうがありがたいと思います。

(事務局)

分かりました。10月14日までにメールまたはファックスで。15日の誤りです。

(田巻委員長)

10月15日火曜日ですね。14日までお休みだと思うので。

(事務局)

10月15日火曜日までということで設定させていただきたいと思います。

また、本日の議事録作成のために発言内容の原稿を後日、メールまたは郵送でお送りさせていただきます。内容についてご確認いただきたいと存じます。

次回、第6回委員会につきましては、来年3月開催の予定です。開催日程は年明け1月に調整を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

以上を持ちまして、第5回委員会を終了させていただきます。本日は、本当にありがとうございました。

あと、駐車券につきましてはお返しさせていただきますけれども、無料の措置をしておりますので、そのまま機械に入れて出庫していただきたいと思います。

(事務局)

すみません、途中からの参加で申し訳ありませんでした。細かく見ていただいて大変ありがとうございました。今日、また議論していく中で積み残しの点もありますし、15日までに追加のご意見ということでお願いしておりますので、それをまた集約して、次回は3月開催ですけれども、早めに皆さんに、パブリックコメントを実施する前に一度素案をお示ししたいと思っておりますので、またご意見があればいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。お疲れさまでした。